東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成14年３月７日

東京学芸大学長
岡　本　靖　正

平成14年規程第５号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程

東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「選考は，」の次に「部教官会が推薦した者（本学に学長として勤務した者については，部局長会が推薦した者）のうちから」を加える。

第４条第２項中「前項の」を削り，同項を第３項とし，第１項の次に次の１項を加える。

２　辞令書の発令日は，退職日の翌日（第５条ただし書きの規定を適用するときは，選考を行つた日）とする。ただし，定年前に退職した者については，定年に達した日以後の最初の４月１日とする。

第５条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし，第４号の適用にあつては，退職後に顕彰された場合を含むものとする。

第５条第３号ア中「本学以外の大学の」の前に「本学での勤務年数に，」を加え，同号中イをエとし，アの次に次のように加える。

イ　本学での勤務年数に，国又は独立行政法人の教育研究機関並びに国の行政機関における機関の長，教授又は教授相当職としての勤務年数を加算して20年以上になる者

ウ　本学での勤務年数に，ア及びイに掲げる職の勤務年数を加算して20年以上になる者

第５条第４号中「通算10年以上」を削る。

第６条中「助教授」を「助教授又は助教授相当職」に，「講師」を「講師又は講師相当職」に，「教授」を「教授又は教授相当職」に改める。

第８条中「第２章の規定」を「この規程」に改める。

附　則

１　この規程は，平成14年３月７日から施行する。

２　この規程は，施行日前に退職した者（名誉教授の称号を授与されている者を除く。）についても適用する。ただし，これらの者にかかる辞令書の発令日は，平成14年４月１日以降とする。

東京学芸大学名誉教授称号授与規程　新旧対照表（抄）

現　　行	改　　正
〔省略〕	〔省略〕
（選考） 第２条　名誉教授の選考は，代議員会が行う。	（選考） 第２条　名誉教授の選考は，部教官会が推薦した者（本学に学長として勤務した者については，部局長会が推薦した者）のうちから代議員会が行う。
〔省略〕	〔省略〕
（授与） 第４条　名誉教授の称号の授与は，別紙様式による辞令書を交付することにより行う。	（授与） 第４条　名誉教授の称号の授与は，別紙様式による辞令書を交付することにより行う。 ２　辞令書の発令日は，退職日の翌日（第５条ただし書きの規定を適用するときは，選考を行つた日）とする。ただし，定年前に退職した者については，定年に達した日以後の最初の４月１日とする。
２　前項の辞令書の交付は，学長が行う。	３　辞令書の交付は，学長が行う。
第２章　選考基準	第２章　選考基準
（選考基準） 第５条　名誉教授の選考は，退職時において次の各号の１に該当する者について行うものとする。	（選考基準） 第５条　名誉教授の選考は，退職時において次の各号の１に該当する者について行うものとする。ただし，第４号の適用にあつては，退職後に顕彰された場合を含むものとする。
(1) 本学に学長又は教授として通算20年以上勤務した者であつて，教育上又は学術上特に功績のあつたもの	(1) 本学に学長又は教授として通算20年以上勤務した者であつて，教育上又は学術上特に功績のあつたもの
(2) 本学に学長又は教授として通算15年以上勤務した者であつて教育上又は学術上特に功績があり，かつ，本学の運営上顕著な功労があつたと認められるもの	(2) 本学に学長又は教授として通算15年以上勤務した者であつて教育上又は学術上特に功績があり，かつ，本学の運営上顕著な功労があつたと認められるもの
(3) 本学に学長又は教授として通算10年以上勤務した者であつて教育上又は学術上特に功績があり，かつ，次に掲げる者のいずれかに該当するもの	(3) 本学に学長又は教授として通算10年以上勤務した者であつて教育上又は学術上特に功績があり，かつ，次に掲げる者のいずれかに該当するもの
ア　本学以外の大学の学長又は教授としての勤務年数を加算して20年以上になる者	ア　本学での勤務年数に，本学以外の大学の学長又は教授としての勤務年数を加算して20年以上になる者
	イ　本学での勤務年数に，国又は独立行政法人の教育研究機関並びに国の行政機関における機関の長，教授又は教授相当職としての勤務年数を加算して20年以上になる者
	ウ　本学での勤務年数に，ア及びイに掲げる職の勤務年数を加算して20年以上になる者
イ　本学の役職に在職し，任期を満了した者	エ　本学の役職に在職し，任期を満了した者
(4) 本学に学長，教授，助教授又は講師（常時勤務の者に限る。以下同じ。）として通算10年以上勤務し，教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰された者	(4) 本学に学長，教授，助教授又は講師（常時勤務の者に限る。以下同じ。）として勤務し，教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰された者

(5) 本学学長として，本学の運営に関し特に功績があつた者 (6) その他前各号と同等以上の功績があつたと認められる者 （勤務年数の計算） 第６条　前条第１号から第３号までの勤務年数の計算に当たつては，助教授としての勤務年数にあつてはその10分の７を，講師としての勤務年数にあつてはその２分の１を，それぞれ教授としての勤務年数に加算するものとする。 〔省略〕 （施行細則） 第８条　第２章の規定の適用に関し必要な細則は，代議員会の議を経て学長が別に定める。	(5) 本学学長として，本学の運営に関し特に功績があつた者 (6) その他前各号と同等以上の功績があつたと認められる者 （勤務年数の計算） 第６条　前条第１号から第３号までの勤務年数の計算に当たつては，助教授又は助教授相当職としての勤務年数にあつてはその10分の７を，講師又は講師相当職としての勤務年数にあつてはその２分の１を，それぞれ教授又は教授相当職としての勤務年数に加算するものとする。 〔省略〕 （施行細則） 第８条　この規程の適用に関し必要な細則は，代議員会の議を経て学長が別に定める。 附　則 １　この規程は，平成14年３月７日から施行する。 ２　この規程は，施行日前に退職した者（名誉教授の称号を授与されている者を除く。）についても適用する。ただし，これらの者にかかる辞令書の発令日は，平成14年４月１日以降とする。